

A - 4 次の記述は、電波の型式の表示について、電波法施行規則（第4条の2）の規定により述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

「A3E」は、主搬送波の変調の型式が□Aであって両側波帯のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャンネルのもの、伝送情報の型式が電話（音響の放送を含む。）のもの電波の型式を表示する。

「J3E」は、主搬送波の変調の型式が振幅変調であって□Bによる単側波帯のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャンネルのもの、伝送情報の型式が電話（音響の放送を含む。）のもの電波の型式を表示する。

「F1B」は、主搬送波の変調の型式が角度変調であって□Cのもの、主搬送波を変調する信号の性質がデジタル信号である単一チャンネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの、伝送情報の型式が電信であって自動受信を目的とするもの電波の型式を表示する。

「PON」は、主搬送波の変調の型式が□Dであって無変調パルス列のもの、主搬送波を変調する信号の性質が変調信号のないもの、伝送情報の型式が無情報のもの電波の型式を表示する。

	A	B	C	D
1	振幅変調	抑圧搬送波	周波数変調	パルス変調
2	振幅変調	低減搬送波	位相変調	無変調
3	位相変調	抑圧搬送波	位相変調	パルス変調
4	位相変調	低減搬送波	周波数変調	無変調

A - 5 次に掲げるもののうち、主任無線従事者の職務に該当しないものを電波法施行規則（第34条の5）の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 無線設備の機器の点検若しくは保守を行い、又はその監督を行うこと。
- 2 主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練（実習を含む。）の計画を立案し、実施すること。
- 3 無線従事者を選任し、又は解任すること及びその旨を総務大臣に届け出ること。
- 4 無線業務日誌その他の書類を作成し、又はその作成を監督すること（記載された事項に関し必要な措置をとることを含む。）
- 5 主任無線従事者の職務を遂行するために必要な事項に関し免許人に対して意見を述べること。

A - 6 次の無線局の運用に関する記述のうち、電波法（第53条から第55条まで、第57条及び第58条）の規定に照らし誤っているものを下の番号から選べ。

- 1 実験無線局及びアマチュア無線局の行う通信には、暗語を使用してはならない。
- 2 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 3 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。
- 4 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 5 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するとき又は実験無線局を運用するときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。

A - 7 次の記述は、秘密の保護及びこれに関する罰則について、電波法（第59条及び第109条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、□A（電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第2項の通信たるものを除く。以下同じ。）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

□Bの秘密を漏らし、又は窃用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

□Cがその業務に関し知り得たの秘密を漏らし、又は窃用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

	A	B	C
1	特定の相手方に対して行われる無線通信	無線局の取扱中に係る無線通信	無線通信の業務に従事する者
2	特定の相手方に対して行われる無線通信	無線通信	無線従事者
3	特定の周波数を使用して行われる無線通信	無線局の取扱中に係る無線通信	無線従事者
4	特定の周波数を使用して行われる無線通信	無線通信	無線通信の業務に従事する者

A - 8 次の記述は、電源用蓄電池の充電について、無線局運用規則（第4条の2）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局の無線設備の補助電源用蓄電池は、その船舶の航行中は、□A□十分に充電しておかなければならない。

義務船舶局の双方向無線電話の電源用蓄電池は、その船舶の□B□十分に充電しておかなければならない。

- | | |
|---|---|
| <p>A</p> <p>1 1週間に1回以上</p> <p>2 1週間に1回以上</p> <p>3 毎日</p> <p>4 毎日</p> | <p>B</p> <p>航行中は、常に</p> <p>入港中に</p> <p>航行中は、常に</p> <p>入港中に</p> |
|---|---|

A - 9 次の記述は、電波を発射する前の措置について、無線局運用規則（第19条の2）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、□A□に調整し、□B□その他必要と認める周波数によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合並びに海上移動業務以外の業務において他の通信に混信を与えないことが確実である電波により通信を行う場合は、この限りでない。

の場合において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、□C□でなければ呼出しをしてはならない。

- | | | |
|---|---|---|
| <p>A</p> <p>1 送信機を最良の状態</p> <p>2 送信機を最良の状態</p> <p>3 受信機を最良の感度</p> <p>4 受信機を最良の感度</p> | <p>B</p> <p>遭難通信、緊急通信又は安全通信に使用する電波の周波数</p> <p>自局の発射しようとする電波の周波数</p> <p>遭難通信、緊急通信又は安全通信に使用する電波の周波数</p> <p>自局の発射しようとする電波の周波数</p> | <p>C</p> <p>その通信が終了した後</p> <p>少なくとも10分を経過した後</p> <p>少なくとも10分を経過した後</p> <p>その通信が終了した後</p> |
|---|---|---|

A - 10 次の記述は、海上移動業務におけるデジタル選択呼出通信（遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合を除く。）の呼出し及び呼出しの反復について、無線局運用規則（第58条の4及び第58条の5）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

呼出しは、次に掲げる事項を送信するものとする。

- (1) 呼出しの種類
- (2) 相手局の識別表示
- (3) □A□
- (4) 自局の識別信号
- (5) □B□
- (6) 通報の周波数等（必要がある場合に限る。）
- (7) 終了信号

海岸局における呼出しは、4.5秒間以上の間隔をおいて2回送信することができる。

船舶局における呼出しは、□C□以上の間隔をおいて2回送信することができる。これに応答がないときは、少なくとも□D□の間隔を置かなければ、呼出しを再開してはならない。

- | | | | |
|---|---|---|---|
| <p>A</p> <p>1 通報の型式</p> <p>2 通報の型式</p> <p>3 通報の種類</p> <p>4 通報の種類</p> | <p>B</p> <p>通報の種類</p> <p>通報の種類</p> <p>通報の型式</p> <p>通報の型式</p> | <p>C</p> <p>10分間</p> <p>5分間</p> <p>5分間</p> <p>10分間</p> | <p>D</p> <p>15分間</p> <p>20分間</p> <p>15分間</p> <p>20分間</p> |
|---|---|---|---|

A - 11 次の記述は、固定業務、陸上移動業務又は携帯移動業務の無線局における呼出し及び応答の簡易化について、無線局運用規則（第126条の2）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

空中線電力50ワット以下の無線設備を使用して呼出し又は応答を行う場合において、□Aと認められるときは、第20条第1項第2号及び第3号（呼出事項における「こちらは1回」及び「自局の呼出名称3回以下」のことをいう。）又は第23条第2項第1号（応答事項における「相手局の呼出名称3回以下」のことをいう。）に掲げる事項の送信を省略することができる。の規定により□Bに掲げる事項の送信を省略した無線局は、その通信中少なくとも1回以上□Cを送信しなければならない。

A	B	C
1 確実に連絡の設定ができる	第23条第2項第1号	相手局の呼出名称
2 確実に連絡の設定ができる	第20条第1項第2号及び第3号	自局の呼出名称
3 他の通信に混信を与えるおそれがない	第23条第2項第1号	自局の呼出名称
4 他の通信に混信を与えるおそれがない	第20条第1項第2号及び第3号	相手局の呼出名称

A - 12 次の遭難通信に関する記述のうち、電波法（第52条、第66条、第70条の6、第80条及び第105条）の規定に照らし誤っているものを下の番号から選べ。

- 1 遭難通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合に遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- 2 無線通信の業務に従事する者が遭難通信の取扱いをしなかったとき、又はこれを遅延させたときは、1年以上の有期懲役に処する。遭難通信の取扱いを妨害した者も、同様とする。
- 3 航空局及び航空機局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。
- 4 航空局及び航空機局は、遭難信号又は総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- 5 無線局の免許人は、遭難通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

A - 13 次の記述は、海上移動業務における各局あて緊急呼出し等について、無線局運用規則（第70条の2及び第92条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

緊急通報を送信するため通信可能の範囲内にある未知の無線局を無線電話により呼び出そうとするときは、それぞれに掲げる事項を順次送信して行うものとする。

- | | |
|-------------------|------|
| (1) □A（又は「緊急」） | 3回 |
| (2) 各局 | 3回以下 |
| (3) こちらは | 1回 |
| (4) 自局の呼出符号又は呼出名称 | 3回以下 |
| (5) どうぞ | 1回 |

通信可能の範囲内にある各無線局に対し、無線電話により同時に緊急通報（デジタル選択呼出装置による緊急通報の告知に引き続いて送信するものを除く。）を送信しようとするときは、第59条第1項の事項（通信可能の範囲内にあるすべての無線局にあてて通報を同時に送信しようとするときの送信事項のことをいう。）の前に、「□A」又は「緊急」を3回送信して行うものとする。

海上移動業務における緊急通信は、無線電話を使用する場合（デジタル選択呼出通信に引き続いて無線電話を使用する場合及び船舶航空機間双方向無線電話を使用する場合を除く。）は、□B又は□Cを使用して行うものとする。

A	B	C
1 パン パン	F3E電波156.8MHz	通常通信電波
2 パン パン	A3E電波27,524kHz若しくはF3E電波156.8MHz	通常使用する呼出電波
3 メーデー	F3E電波156.8MHz	通常使用する呼出電波
4 メーデー	A3E電波27,524kHz若しくはF3E電波156.8MHz	通常通信電波

A - 14 次の記述は、船舶局の遭難自動通報設備の機能試験について述べたものである。無線局運用規則（第8条の2）の規定に照らし正しいものを下の番号から選べ。

- 1 毎日1回以上、空中線を使用しないで、その無線設備の機能を確認しておかなければならない。
- 2 1週間に1回以上、擬似空中線回路を用いて、その無線設備の機能を確認しておかなければならない。
- 3 毎月1回以上、当該無線設備の試験機能を用いて、その無線設備の機能を確認しておかなければならない。
- 4 1年以内の期間ごとに、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確認しておかなければならない。
- 5 6箇月以内の期間ごとに、当該無線設備の取扱説明書に従って、その無線設備の機能を確認しておかなければならない。

A - 15 次の記述は、有害な混信について、国際電気通信連合憲章（第45条）の規定に沿って述べたものである。□□□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□□□内の同じ記号は、同じ字句とする。

すべての局は、その目的のいかんを問わず、他の構成国、認められた事業者その他正当に許可を得て、かつ、無線通信規則に従って無線通信業務を行う事業者の□□□Aに有害な混信を生じさせないように設置し及び運用しなければならない。
構成国は、認められた事業者その他正当に許可を得て無線通信業務を行う事業者の□□□Bの規定を□□□Bを約束する。
構成国は、また、すべての種類の□□□Cの運用が□□□Aに有害な混信を生じさせることを防ぐため、実行可能な措置をとることの必要性を認める。

- | A | B | C |
|--------------|---------|------------|
| 1 無線通信又は無線業務 | 適用すること | 無線設備 |
| 2 無線通信又は無線業務 | 遵守させること | 電気機器及び電気設備 |
| 3 無線業務 | 適用すること | 電気機器及び電気設備 |
| 4 無線業務 | 遵守させること | 無線設備 |

A - 16 次の記述は、暗語に関する国際電気通信連合条約（第40条）の規定に沿って述べたものである。□□□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□□□内の同じ記号は、同じ字句とする。

□□□Aは、すべての関係において暗語により記載することができる。
暗語による□□□Bは、すべての□□□C認められる。ただし、□□□Bに対して暗語を認めないことを事務総局長を経由してあらかじめ通告した構成国については、この限りでない。
構成国は、暗語による□□□Bの自国の領域における発着を認めない場合においても、国際電気通信連合憲章第35条に規定する業務の停止のときを除くほか、暗語による□□□Bの中継を認めなければならない。

- | A | B | C |
|---------------|-------|-----------|
| 1 官用電報 | 業務用電報 | 構成国の間において |
| 2 官用電報 | 私報 | 無線通信について |
| 3 官用電報及び業務用電報 | 業務用電報 | 無線通信について |
| 4 官用電報及び業務用電報 | 私報 | 構成国の間において |

A - 17 次の記述は、非常の場合の無線通信について、電波法（第74条及び第74条の2）の規定に沿って述べたものである。□□□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が□□□A場合においては、人命の救助、災害の救援、□□□B又は秩序の維持のために必要な通信を無線局に行わせることができる。
総務大臣は、□□□に規定する通信の円滑な実施を確保するため必要な体制を整備するため、非常の場合における通信計画の作成、通信訓練の実施その他の必要な措置を講じておかなければならない。
総務大臣は、□□□に規定する措置を講じようとするときは、□□□Cの協力を求めることができる。

- | A | B | C |
|--------------------|---------|--------|
| 1 発生するおそれがある | 情報の収集 | 免許人 |
| 2 発生するおそれがある | 交通通信の確保 | 地方公共団体 |
| 3 発生し、又は発生するおそれがある | 情報の収集 | 地方公共団体 |
| 4 発生し、又は発生するおそれがある | 交通通信の確保 | 免許人 |

A - 18 次の記述は、無線局の免許の取消しについて、電波法（第76条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き□A□以上休止したとき。

不正な手段により無線局の免許若しくは通信の相手方、通信事項等の変更若しくは□B□の許可を受け、又は電波の型式、周波数、空中線電力等の指定の変更を行わせたとき。

□C□の停止の命令又は運用許容時間、周波数若しくは空中線電力の制限に従わないとき。

免許人が□D□に規定する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当するに至ったとき。

	A	B	C	D
1	3箇月	無線設備の変更の工事	無線局の運用	電波法
2	3箇月	無線局の目的の変更	電波の発射	電波法又は放送法
3	6箇月	無線設備の変更の工事	無線局の運用	電波法又は放送法
4	6箇月	無線局の目的の変更	電波の発射	電波法

A - 19 次に掲げる書類のうち、義務船舶局に備付けを要しないものを電波法施行規則（第38条）の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 無線局の免許の申請書の添付書類の写し
- 2 無線従事者選解任届の写し
- 3 船舶局の局名録
- 4 無線測位局及び特別業務の局の局名録
- 5 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則

A - 20 無線局の免許状及び免許証票に関する次の記述のうち、電波法（第14条、第21条及び第24条）及び電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、誤っているものを下の番号から選べ。

- 1 総務大臣は、無線局の予備免許を与えたときは、免許状を交付する。
- 2 免許人は、免許状の記載事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 3 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、1箇月以内にその免許状を返納しなければならない。
- 4 無線局に備え付けておかなければならない免許状は、主たる送信装置のある場所（船舶局にあっては通信室内、ラジオゾンデ又はラジオ・ブイの無線局にあってはその常置場所とする。）の見やすい箇所（自動車に搭載して使用するパーソナル無線にあっては、総務大臣が別に告示する場所とする。）に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- 5 船上通信局、移動する実験局（宇宙物体に開設するものを除く。）簡易無線局（パーソナル無線を除く。）又は気象援助局にあっては、その無線設備の常置場所に免許状を備え付け、かつ、総務大臣が別に告示するところにより、その送信装置のある場所に総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が発給する免許証票を備え付けなければならない。

B - 1 次の記述は、電波法及び電波法に基づく命令の規定の解釈に関する定義について掲げたものである。電波法（第2条）の規定に照らし、正しいものを1、誤っているものを2として回答せよ。

- ア 「電波」とは、300万ギガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
- イ 「無線電信」とは、電波を利用して、符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- ウ 「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他の音響を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- エ 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、発射する電波が著しく微弱なものを含まない。
- オ 「無線従事者」とは、無線設備の操作及び無線局の管理を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

B - 2 次に掲げる事項のうち、電波法（第7条）の規定により、総務大臣が無線局（放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）を除く。）の免許の申請書を受理したときの審査事項に該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 周波数の割当てが可能であること。
- イ その無線局を適格に運用するに足りる技術的能力があること。
- ウ 総務省令で定める無線局（放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。
- エ その無線局の業務を維持するに足りる財政的基礎があること。
- オ 工事設計が電波法第3章に定める技術基準に適合すること。

B - 3 次の記述は、船舶局の運用について述べたものである。電波法（第62条）の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 船舶局の運用は、その船舶の航行中に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、第52条（目的外使用の禁止等）各号に掲げる通信（遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信及びその他総務省令で定める通信のことをいう。）を行うとき、その他総務省令で定める場合（無線通信によらなければ他に陸上との連絡手段がない場合であって、急を要する通報を海岸局に送信する場合等のことをいう。）は、この限りでない。
- イ 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するために必要な措置をとることを求めることができる。
- ウ 船舶局は、他の船舶局と通信を行う場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、当該他の船舶局に対して周波数の変更を命ずるものとする。
- エ 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
- オ 船舶局は、海岸局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している海岸局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。

B - 4 次の記述は、安全通信について、無線局運用規則（第94条の2、第96条及び第97条）の規定に沿って述べたものである。
□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

□アを施設している海岸局又は船舶局が安全通報を送信しようとするときは、当該装置を使用して安全通報の告知を行うものとする。

安全呼出しは、無線電話により、呼出事項の前に「セキュリテ」又は「□イ」を3回送信して行うものとする。

通信可能の範囲内にあるすべての無線局に対し、無線電話により同時に安全通報（□アによる安全通報の告知に引き続いて送信するものを除く。）を送信しようとするときは、第59条（各局あて同報）第1項の事項の前に「セキュリテ」又は「□イ」を3回送信して行うものとする。

□ウの安全通報は、□ウを送信するものとする。ただし、安全通報であって一定の時刻に送信することとなっているものについては、この限りでない。

□エの通報には、通報の□エを付さなければならない。

海岸局は、船舶局が送信する安全通報を受信した場合であって、必要があると認めるときは、□オに対してその安全通報を送信しなければならない。

- | | | |
|-----------------------|----------------------|---------------|
| 1 その海岸局又は船舶の責任者の命令により | 2 安全 | 3 出所及び日時 |
| 4 警報 | 5 その通報を入手した直後から | 6 重要度及び優先順位 |
| 7 デジタル選択呼出装置 | 8 通信可能の範囲内にあるすべての船舶局 | 9 狭帯域直接印刷電信装置 |
| 10 付近を航行中の船舶の船舶局 | | |

B - 5 無線従事者規則（第51条）の規定により、無線従事者がその免許証を返納しなければならない場合に該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 無線従事者が免許の取消し処分を受けたとき。
- イ 無線従事者が日本の国籍を有しない人となったとき。
- ウ 免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したとき。
- エ 無線従事者が失そうの宣告を受けたとき。
- オ 無線従事者が無線設備の操作を引き続いて5年以上行わなかったとき。